

第 1 3 0 2 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 6 年 2 月 6 日 木曜日

開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 1 時 3 5 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀

委 員 星川 茂一

委 員 奥野 史子

委 員 秋道 智彌

委 員 鈴木 晶子

委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 0 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 0 1 回京都市教育委員会会議の会議録について, 全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 5 件 報告 1 件

イ 非公開の承認

議案 4 件については, 議会の議案に対しての意見の申出に関する案件であるため, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

指定都市教育委員・教育長協議会について

(事務局説明)

○ 的山総務課長

平成 2 6 年 1 月 2 9 日に東京で開催された, 「平成 25 年度 第 2 回指定都市教育委員・教育長協議会」について報告させていただく。

全国の 2 0 指定都市から参加があり, 本市からは, 藤原委員長, 生田教育長と私の 3 人が参加した。内容として, 全体協議において, 4 つの協議題があった。

1点目は、昨年11月にまとめ、文科省をはじめ関係機関等へ提出された、平成26年度文教予算に対する要望活動等について報告があり、承認された。

2点目は、今年度当番市は相模原市であるが、来年度26年度の当番市を熊本市とする提案があり、承認された。

3点目の情報交換会等の費用負担問題、4点目の予算対策本部の設置については、来年度の庶務担当課長会議で再度検討することとなった。

次に、平成25年度地方教育行政功労者表彰の被表彰者4名について、報告があった。

全体会に続いて、3つの分科会に分かれ、教育委員会の在り方に関する、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方」について協議を行った。

本市からは、

①中教審教育制度分科会でも、教育の政治的中立性・安定性の観点から、首長を執行機関とすることに対し強い懸念が多数表明されたことを十分に踏まえ、「改革案」に縛られない制度設計をお願いしたい。

②「別案」のように、教育委員会を執行機関として堅持する場合も、首長が教育行政に関与する場面を明確に位置付けるとともに、住民に対してオープンな形で手続が行われるよう制度設計をお願いしたい。

③首長による教育長の罷免は、オープンな手続のもとで行い、教育長の独立性を損なわない仕組みづくりに留意してほしい。

以上、3点を要望した。

本市の要望は、指定都市全体の要望事項まとめにも大きく反映されている。

最後に、「初等中等教育をめぐる最近の動向について」と題し、文部科学省 大臣官房審議官藤原 誠氏から行政説明があった。内容は、分科会で協議した中教審答申、及び、平成26年度文科省関連予算であった。

(委員からの主な意見)

○京都市の教育委員会委員長として、協議会に参加したが、地方教育行政の在り方に係るテーマで分科会も実施され、各都市それぞれの立場で議論が行われた。京都市としても、教育の政治的中立性・安定性の観点から主張を行ったところである。

○文部科学省からは、現在、与党内で小委員会を立ち上げ、教育委員会制度の在り方について、中央教育審議会からの答申をふまえ議論が開始されたことが報告されていた。

○大臣官房審議官の説明では、今後、教員定数の確保に向け、予算確保に向け積極的に取り組んでいくといった話があった。

エ 議案事項

議第53号 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

○ 東教職員人事課長

今年度から、公的年金の支給開始年齢が60歳から61歳へと引き上げられており、6

0歳で定年退職した後、無収入期間が発生しないよう就業の機会を確保するとともに、その経験と能力を十分に発揮できる環境を整備することが、社会的な課題となっている。

このような状況の下、国においては、雇用と年金の確実な接続を図ることが閣議決定されたところであり、地方公共団体に対しても、同様の措置を行うことが要請されている。

以上のような情勢も踏まえ、市長部局では11月市会において、再任用に関連する条例が改正されたところであり、教育委員会においても、現行の再任用給食調理員制度を見直し、定年前の実績に見合った職務段階別の任用を可能とする勤務条件を整備しようとするものである。

まず1点目は、「再任用給食調理員の給料月額」についてであるが、現行では、全ての再任用職員に対して、一律の給料月額である231,600円を設定しているが、今回の改正では、定年前と同様に、職員の経験と能力を給与に的確に反映させるため、職務段階に応じた給料月額を定めようとするものである。

新たに設定する給料月額は、本市で条例改正された環境業務職行政業務職給料表の級別の月額を基準とし、給食調理員についても技能労務職員として、本市全体で統一した給与水準となるよう設定するものである。

平成26年度から新たに再任用する場合の職務の級については、正規職員を退職した時点の職務の級で任用するので、例えば、3級の正規給食調理員として退職し、来年度から新たにフルタイムで再任用された者の場合、給料月額は248,200円となり、また、勤務時間が週31時間の短時間勤務の場合は給料月額が198,560円となる。

施行期日であるが、今回の改正は、今般の公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う要請等を踏まえ、平成26年度以降に新たに再任用する者に対して適用するものであるため、平成26年4月1日とする。今年度までに既に再任用している給食調理員については、改正前の制度を適用することとし、短時間勤務のみの任用で、給料月額は185,280円のまま据え置くこととする。

(委員からの主な意見)

- 新制度において、1級や2級の適用を受ける者はいるのか。
- 基本的に給与は下がるということなのか。

(事務局)

- 昇格は、年齢や勤続年数等の要件に応じて、面接試験等を経て、選考を行う。そのため、採用時の年齢が高い者については、2級で退職することも考えられる。ただし、今年度においては、3級の適用を受ける者のみ再任用を希望している。
- 基本的に給与は下がる。

(議決)

委員長が、議第53号「京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第54号 教育に関する事務に係る平成25年度京都市一般会計補正予算について

議第55号 教育に関する事務に係る平成26年度京都市一般会計予算
について

(事務局説明)

○ 的山総務課長

2月市会で提案を予定している補正予算について、今回の補正予算については、学校の施設整備事業について、国の経済対策による有利な財源を活用し、新たに事業実施するために増額するものと、地域の元気臨時交付金活用事業において、入札減等により執行残分を減額するものを差引し、6500万円を増額補正しようとするものである。

まず、国の「好循環実現のための経済対策」に伴う補正を受け、京都市においても補正予算を計上し、消費税率引き上げに伴う反動減を緩和するとともに、地域経済の着実な底上げを図っていく。教育関係分においても、七条第三小学校をはじめ4校において快適トイレの整備を行うため、1億800万円の増額を行うものである。

洋式化も含めた快適トイレの整備については、洋式トイレ保有率が10年間で60%以上となるようその促進を図っており、国からの有利な財源も活用し、一層の整備推進を図る。

次に、今年度6月市会及び11月市会において、教育分として3億4400万円の予算増額を議決いただいた地域の元気臨時交付金活用事業に関し、入札減等の執行残4300万円を減額しようとするものである。

入札減等執行残が生じているが、予定していた15校の学校施設の改修については、すべて着手している。さらに、26年度分の7億7400万円についても、毎年度予算計上している学校修繕に係る予算に上乗せした形で26年度当初予算に計上し、こちらも国からの有利な財源を活用し、学校教育環境の整備充実に努めていく。

この25年度分執行残4300万円については、行財政局において全市分（4億2600万円）を一括して公共施設等整備管理基金に積み立て、改めて26年度事業の財源に充当することとなる。

債務負担行為について、25年12月に、洛陽工業高校と伏見工業高校を再編する新しい工業高校について、伏見区深草の立命館中学・高校を整備予定地として決定し、その土地・建物等の取得に向け、学校法人立命館との協議を行ってきたが、21億1000万円程度で取得する方向で、大筋の合意ができつつあることから、債務負担行為の増額を行うものである。

議決いただければ、3月に仮契約を締結し、26年度に改めて本契約の議案と取得のための補正予算をお願いする予定である。

26年度当初予算では、測量・地質調査等の経費と基本設計・実施設計に着手できる予算を要求しており、早ければ28年度の開校に向け、スピード感をもって、整備に当たっている。

続いて、26年度の教育予算についてであるが、教育費455億9500万円で、その内訳として学校及び教育委員会事務局の運営費が168億3600万円余り、建物等施設整備費が99億7400万円余り、人件費が187億8400万円となっている。

学校・事務局等運営費について、10億1700万円余りの増額となっているが、幼児教育無償化に向けた私立幼稚園就園奨励教材費の補助単価増や、子どもたちによる京都の魅力発信事業や幼稚園における預かり保育の充実など新規・充実事業に伴う増額と、この4月からの消費税率引上げに伴う必要経費について、学校経常運営費などの増額、また、事務局の全所属の事務費等を最大15%カットするなど縮減を行うものの差引となる。

建物等施設整備費について、11億9800万円余りの増額となっているが、地域の元氣臨時交付金活用事業や新たに今後2カ年で実施する学校のつり天井等の脱落防止対策などの予算措置によるものである。

京都府負担となる小・中・総合支援学校の教員分を除いた本市負担の職員に係る人件費については、9億7600万円余りの減額となっているが、これは定年退職者が22名減少することに伴う退職手当約6億円の減や、管理用務員や給食調理員などの採用停止による臨時・嘱託化などに伴う給与費の減によるものである。

予算の編成に当たっては、全市で206億円の財源不足が見込まれ、教育委員会にも削減ノルマが課せられるという厳しい状況のもとではあるが、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念のもと、「学力向上」の取組、「豊かな人間性」の育成、「開かれた学校づくり」、「全市的な学習環境の充実」を柱とし、全ての子どもに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育のさらなる充実を図ることができるような、また、生涯学習についても、あらゆる世代が楽しんで学び、その学びを地域・子どもたちに還元することのできるような予算案としている。

次に主な新規・充実事業であるが、『学習指導の充実』のうち、新学力向上アクションプランの推進では、引き続き、学力向上対策を重点課題として位置づけ、「京まなびプロジェクト推進」として、学習確認プログラム・ジョイントプログラム、また全校実施される全国学力等調査の結果分析を踏まえ、学力の底上げを図るため、学力向上実践校の指定などを行う学力向上実践推進事業など、各学校での取組に活用できるよう予算を計上している。

少人数学級については、国においては、少人数学級の拡大は見送られ、初めて純減となるなど、極めて厳しい状況であるが、京都市では引き続き独自予算で35人学級・30人学級を実施できるよう予算を計上し、少人数学級の拡大については、国府に対して引き続き要望等を行っていく。

教科書採択については、26年度は小学校の教科書採択を行うこととなっており、それに伴い各校で活用している指導計画・京都市スタンダードの改訂も実施する。

教職員の資質・指導力向上については、これまでの取組に加え、ミドルリーダー教職員養成総合実践推進事業として、大幅な世代交代が進む学校において、校内研修等で各校における核となる中堅・若手教職員をミドルリーダーとして委嘱し、養成講座による研修を行うとともに、喫緊の教育課題の解決に向けた実践研究を推進していく。また、校内研修・OJTなどの実践ガイドラインを作成・配布し、各校での取組に活用するなど、ミドルリーダーを中心とした校内研修等により、学校全体の教育力の向上を図る。

子どもたちによる国際文化観光都市・京都の魅力発信事業については、2020年の東

京オリンピック・パラリンピック開催が決定したことを契機に、海外からの日本・京都への関心が高まり、観光客が増えることが見込まれており、京都ならではの、児童・生徒による心のこもった「おもてなし」で京都へ来られた方をお迎えする取組を進める。

具体的には、子どもたちが歴史都市・京都を知る取組として、伝統文化教育の充実にも記載しているが、古典の日関連事業やジュニア京都検定・体験学習などこれまでから進めている伝統文化教育に加え、中学生の京都・観光文化検定の受験促進を図る。

また、海外からの観光客の方へ英語で物怖じすることなく京都を伝えることができるよう、小中連携による英語教育強化拠点校の設置や、英検の受検を促進するなど、実践的英語力の育成を図る。

また、これまでからの取組について、グローバルコミュニケーション力育成プロジェクトとして、新学習指導要領により、小学校では英語活動の新設・中学校では授業時数の増・高等学校では授業を英語で行うなど、京(みやこ)英語スタンダードの実践・ALTの更なる活用を図り、英語教育の充実に努めてまいる。

国語力・読解力向上総合推進事業では、26年度から30年度までの第3次読書活動推進計画の実践として、現在幼稚園・小学校で活用している読書ノートを、乳幼児や中学生にも対象を拡大して配布し、また、学校図書館・京都市図書館の利用促進に向けた取組を実施する。

学校図書館活用促進事業については、27年度の全校配置に向け、司書資格等を有した学校図書館運営支援員を計画的に増員し、また学校図書館の環境充実として、林業振興策と合わせ、京都市産「みやこ杣木」を使用した木製製品の机・椅子・書架等の整備を行い、引き続き活性化に取り組んでいく。

ICT環境の充実については、26年4月から校務事務電算化システムの本格運用を開始し、成績や授業時数の管理をはじめとする教員の事務負担の軽減に引き続き取り組む。

また、県費負担教職員の給与等の負担に関し、指定都市と関係道府県とで、税源も含んだ権限移譲について合意に至り、29年の移管を目途に、小・中・総合支援学校の教職員約7000人の給与支給事務が円滑に引き継げるよう、システム改修に着手する。

『児童・生徒の健全育成』として、いじめ・不登校対策など生徒指導・教育相談の充実では、臨床心理士の資格を有したスクールカウンセラーについて、引き続き配置拡大を図り、全校配置が完了している中学校・総合支援学校・高等学校に加え、27年度の小学校への全校配置に向け、拡充に取り組んでいく。

社会福祉士などの資格を有したスクールソーシャルワーカーについては、現在13名を配置し、巡回しているが、27年度の20名程度の配置に向け、16名へと配置拡大を図り、児童相談所等関係機関との連携など社会福祉の観点からも子ども・家庭の支援を行う。

食育の充実については、京の食文化普及・啓発事業として、和食が、京都を中心とした取組により、ユネスコの無形文化遺産に登録されたこと、また京都をつなぐ無形文化遺産制度第1号に選定されたことなどを契機とし、NPO法人日本料理アカデミーとの連携による京都ならではの食育カリキュラムをより一層推進するとともに、学校給食における和食の推進についての検討を開始する。

『高等学校教育の充実』として、市立高校改革の推進・充実では、入試制度をはじめとする教育制度改革を踏まえ、高校かがやきプランとして、生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、進路希望の実現に向けた魅力あふれる市立高校づくりの推進に、引き続き努

めてまいる。

また、工業高校改革については、立命館中学・高校の土地・建物等の取得・整備に向け、測量・地質調査等の経費を計上している。

『幼児教育の振興』については、預かり保育の充実では、京都市の待機児童解消に向け、市立及び私立幼稚園においても、保育所並みの預かり時間、具体的には午後6時以降まで、また、長期休業期間中の預かり保育など、その充実を図る予定である。

市立幼稚園では3園において試行実施するための予算を計上し、また私立幼稚園のために新たな補助制度の創設に必要な予算を計上している。

私立幼稚園助成については、幼児教育無償化に向けた国の補助制度の改定にあわせ、生活保護世帯の無償化など、就園奨励教材費について大幅な予算増を行っている。

『教育環境の整備充実』については、学校新增改築事業では、増収容対策として、キリンビール工場跡地の再開発計画によるマンション建設が行われるなど、児童数の増加が見込まれる久世西小学校での新校舎等の建設に向けた基本計画策定に着手し、また、この間生徒数の増加が著しい京都御池中学校の内部改修等を行うなど、子どもたちの教育環境の充実を図る。

学校の長寿命化事業については、環境モデル都市・京都として、耐震化の完了した校舎の長寿命化に向けた整備にあわせ、環境負荷の低減などにも配慮した大規模改修を年3校程度で実施する。

学校体育館・プール等整備事業については、避難施設としても指定されている体育館について、耐震化は完了しているが、避難施設としても指定されている体育館の長寿命化のための大規模改修とあわせ、外断熱やシャワー設備・太陽光発電設備など防災機能強化も図ることを目的とした整備促進を図るため、毎年度の整備校数を、改築事業は1校から2校へ、リニューアル事業は3校から4校へと増やしていく。

また、学校プールの改築・リニューアル事業についても、5校程度で実施する。

学校等教育環境整備として、学校トイレについては、これまでから実施してきた快適トイレ化に加え、家庭など生活様式の変化等に対応し、特に洋式化に特化した整備を25年度から新たに開始しており、洋式トイレ保有率を10年間で60%以上にする予定である。

耐震化促進として、学校の校舎・体育館の柱など構造部分の耐震化は完了しているが、東日本大震災などで課題となったつり天井等の脱落防止対策を、平成26・27年度の2カ年で実施するなど、引き続き非構造部材の耐震化にも重点的に取り組んでいく。

『生涯学習の推進』のうち、生涯学習総合センター・図書館の運営については、図書館については、より市民の方に利用しやすい図書館を目指し、開館時間をこれまでの10時から30分早め9時半とするとともに、地域館の休館日であった第2、第4水曜日を開館日とし、休館日は火曜日に統一するなど、全館が一体となって利用促進に向けた取組を行う。

青少年科学センター市民科学事業については、科学センターの展示品等について、大学・企業との連携による特別展示に加え、科学の原理原則が体感できるような展示品の整備など展示スペースのリニューアルを、平成31年の50周年に向け、5カ年計画で実施する。

以上、26年度については、12億円増という予算額もさることながら、喫緊の課題など教育内容・環境の充実に向けた重点的な支援が行われている。教育委員会においても、学校幼稚園・地域との連携・共汗で、全国をリードする教育改革を進めてまいりたい。

(委員からの主な意見)

- 工業高校改革の立命館中学・高校の取得額は適正なものか。
- 久世西小学校の児童数の増加の見込みはどの程度か。
- 京都検定・英検の受験料はどう設定するのか。
- 英語の拠点校での取組は。
- 事業の融合等どのように取り組んでいるのか。

(事務局)

- 立命館中学の高校の取得費については、こちらの想定では19～23億円の程度であったので、ほぼ中間であり、妥当なものと考えている。なお、学校法人立命館の理事会でも21億円程度での売却が承認されていると聞いている。
- 久世西小学校については、再開発計画で440戸のマンションが建設される予定とされており、一定数の増加は見込まれる状況にあるが、どのような世帯構成の方が入居されるか不透明であるので、26年度は基本計画策定に着手し、入居予定の状況等の把握にも努めていく。
- 京都検定については、通常3級の団体受験が2520円であるが、300人程度の受験を想定しており、無料にする予定である。
英検については、中学生の半数程度が受験するものと想定しており、無料となると多額の予算が必要となることから、通常3級なら2500円のところ1500円に、2級なら4100円のところ2000円にする予定である。
- 全市で16校の拠点校を指定し、英語教育において、視覚・聴覚へ働きかけ、活用効果が高いタブレット端末を40台配備する予定である。また、中学校の英語免許を有した指導員を配置し、小学校英語の充実を図っていく。
- 予算編成過程においては、まずは各所属の予算要求を総務課で一括して精査している。
その精査の中で、別々の所属の事業であっても、融合していくことで、効果が高まるもの・効率的な執行が可能となるものなど、マネジメントを行っている。
26年度予算で言えば、子どもたちによる京都の魅力発信事業や第3次子ども読書活動推進計画実践などが該当する。魅力発信事業では、伝統文化教育と英語教育を組み合わせ、事業化しており、読書活動推進計画実践では、学校図書館・京都市図書館・家庭への読書啓発等の事業を融合し、京都市全体の読書振興に向けた取組を展開していく。

(議決)

委員長が、議第54号、議第55号の採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

報第7号 損害賠償の額の決定に係る意見の申出について

(事務局説明)

○ 山本調査課長

平成24年11月28日に洛陽工業高等学校の実習室において、旋盤作業をしていた生徒が負傷した事故について、市会の議決を得て示談するべく、教育長専決処分により、市

長に意見を申し出たので、御報告させていただく。賠償額は4,054,903円である。

事故の詳細である、洛陽工業高等学校3年生であった被害生徒が、自動車部の部活動として、工作機械である旋盤を操作してナットを作成していたところ、ナットの材料となる鉄の棒が旋盤の回転力に負けて大きく曲がり、被害生徒の左手薬指に直撃し、左手薬指第二関節脱臼、開放性骨折の傷害を負った。本件事故の原因は、顧問の教員が用意した旋盤に差し込む鉄の棒の長さが長すぎて、旋盤の回転力に負けて大きく曲がったことによる。また、本件事故当時、顧問教員は会議のために作業現場を離れていた。被害生徒は、整備士として就職が内定していたが、本件負傷を理由に採用を一旦保留とされた。しかし、被害生徒はリハビリに励み、後遺症を残すことなく治療が終了した。また、内定を保留していた企業も被害生徒の採用を決定された。

本件事故の原因は、自動車部の顧問の教員が六角棒を適切な長さに切断することなく、旋盤作業に用いることとしたうえ、被害生徒に対して六角棒が長いまま旋盤作業をすると鉄の棒が湾曲する危険性を指導していなかった点にあることから、被害生徒に過失はなく、全て本市の責任において生じた事故である。

そのため、本市としても、誠実な対応を行い、速やかに被害生徒の救済を行う必要があると考え、また、被害生徒も示談による円満な解決を求められたため、本市が算定した賠償額4,054,903円による示談をしようとするものである。

(委員からの主な意見)

- 一步間違えればもっと重大な事故になっていたのではないか。
- 事故当時、他の生徒はいなかったのか。
- 本件事故後の学校の対応はどのようなものか。
- 本件事故後の安全対策はどのようなものか。
- 教員の処分はどのようなものか。
- 事実関係が確定していれば、迅速に処分してもよかったのではないか。
- 本件事故を活きた教訓として、二度とこのような事故を起こしてはならない。

(事務局)

- 偶然にも左手薬指の負傷で、本人のリハビリ等の努力もあってほぼ治癒したが、眼や頭部であれば重篤な事故になっていた。
- 事故当時、実習室には被害生徒しかいなかった。もう1人の部員は別室で自動車の整備作業をしていた。
- 事故直後、保健室にきた被害生徒の症状を見た養護教諭が、病院への搬送が必要と判断し、京都九条病院に搬送した。
- 洛陽工業高校、伏見工業高校に本件事故の内容、課題を周知し、安全管理を徹底したほか、工業高校の教員の研究会にも事例研究のテーマとするようにした。
- 顧問の教員は教育長厳重文書訓戒に、校長は指導監督責任として教育長口頭訓戒とした。
- 事故直後から、校長から顧問の教員への事実確認、指導はしていた。もっと早い時期の処分も可能だったかもしれないが、被害生徒の治療の状況等をみながら処分の量定を判断する必要もあり、治療が終了し、示談の協議が済んだ段階で処分することとした。

(議決)

委員長が、報第7号「損害賠償の額の決定に係る意見の申出について」の採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

報第8号 京都市立学校保育料、入園料及び入学料の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明)

○ 河村学校指導課長

本案件については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づき、過日1月27日付けで市長に意見を申し出ている。今回、関連法の施行令及び施行規則の改正案の公表時期の都合により、教育委員会に諮るのでは、議会への提出に間に合わないため、教育委員会規則第14条の規定により、先日、教育長専決処分を行ったものである。

現行の高校授業料の無償制度については、平成22年度から、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、国費により、公立高校の授業料は無償（不徴収）になるとともに、私立高校等に係る就学支援金が支給されている。

また、同じく22年度から、京都府の「私立高校等あんしん就学支援制度」が創設され、国の制度に上乘せする形で、年収500万円未満程度の世帯の私立高校に通う府民の生徒は、府内私立高校の平均授業料（年額約65万円）までを上限した補助が行われるなど、実質的に公立・私立とも高校授業料は、ほぼ無償となっている。

平成25年11月27日、国において現行法の一部改正が行われ、平成26年4月から施行されることとなる。

国の法改正の趣旨としては、①現在、公立高校に係る授業料の不徴収制度と、私立高校等に係る就学支援金制度の2本立てとなっている制度の一本化が図られること、②経済的負担を軽減する必要があると認められない者、つまり高所得世帯の生徒については、就学支援金が支給されないことの2点である。

この法の一部改正を受け、26年度の京都市立高校入学生の対象生徒から授業料を徴収することとなるため、条例を一部改正し、必要な規定を整備する必要がある。

今回、一部改正する主な内容としては、①改めて市立高校の授業料を定め、そのうえで、平成26年度入学生から授業料を徴収する。②ただし、国からの就学支援金の受給認定を受けている者はその徴収を猶予する。③現在の高校1・2年生には、現行制度が引き続き適用されるため、基本的に授業料は不徴収のままとする。

国の新しい制度では、国公立を問わず、「市町村民税所得割額」が30万4200円未満（＝年収910万円未満程度の世帯）には「就学支援金」が支給されるが、これを超える世帯からは授業料を徴収する。

「就学支援金」の額は、現行制度の年額支給から月額支給に変更されるものの、基本的に支給される総額は変更なく、市町村民税所得割額が30万4200円以下の世帯の公立高校生は全日制・定時制・通信制の課程を問わず、授業料は不徴収となる。

私立高校は、授業料が学校ごとに異なるが、一律的に就学支援金の支給額分が授業料から減額される。なお、全国的に私立高校は公立高校に比べて授業料が高い傾向にあるため、公立と私立の教育費負担の格差を是正するため、低所得世帯の私立高校生を対象に、1.5倍から2.5倍の加算が行われる。

京都市立高校においては、総務省統計（H24）による京都府内の年収910万円以上世帯は全世帯に対し15.9%であるため、概算だが、京都市立高校の平成26年度新入学生約2000

名のうち約 320 名に授業料を納めていただく必要が生じる。

今後、保護者には、原則 4 月に世帯ごとの課税証明書（市町村民税所得割額が記載されたもの）と申請書を提出いただく必要が生じる。具体的な手続きや申請書類等が、現段階では文科省から提示がないが、通知等があり次第、早急に生徒・保護者等に周知・説明する。

また、京都府の「私立高校等あんしん就学支援制度」については、2 月府議会で予算審議が行われる予定であり、26 年度以降の実施は現時点で未確定である。

その他、文科省の予算補助事業として、26 年度から創設・拡充される施策があるが、内容については次の通りである。

①「奨学のための給付金」として、新たに、授業料以外の教育費、修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費等に対する補助制度が創設される。これは、非課税世帯を対象に、返済不要の給付金が国から支給されるもので、世帯構成等により支給される金額が異なるが、国公立高校の場合は最大で年約 13 万円、私立高校の場合は最大で年約 14 万円となる予定である。

②「学び直しへの支援」として中途退学者への支援、③「家計急変への支援」として失職や倒産等により収入が激減した世帯への支援、④「特別支援教育就学奨励費の拡充」として特別支援学校等に通う生徒等への学用品費や交通費の対象範囲の拡大等が、平成 26 年度から実施される予定である。

これらの施策についても、国から補助要綱等がまだ示されていないが、就学支援金制度と同様、詳細が示され次第、生徒・保護者に周知・説明する予定である。

（委員からの主な意見）

○授業料や教科書代は増税の対象となるのか。

（事務局）

○授業料や教科書についてはそもそも非課税であるため対象とならない。

（議決）

委員長が、報第 8 号「京都市立学校保育料、入園料及び入学料の一部を改正する条例の制定について」の採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

（４） 閉会

11 時 35 分、委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長